現場代理人、主任技術者等の配置に関する運用基準

1 趣旨

建設工事の適正な施工を図るため、村が発注する建設工事に係る主任技術者又は監理技術者 (以下「主任技術者等」という。)及び現場代理人の配置に関して、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)及び監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月19日国土建第349号)に定めるもののほか、次のとおり運用基準を定める。

2 現場代理人について

(1)資格

請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する受注者の代理人であることから、当該工事業種に係る資格を有するか、過去に同種工事の現場代理人の経験を有することが望ましい。

なお、主任技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる。

(2)常駐の定義

現場代理人は、請負者の代理として工事現場の運営や取り締まりなどを行うものであることから、作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に駐在していることを求める。作業休止期間が明確な場合は、発注者の監督員の了解のもと、常駐は免除されるが、工事現場の管理義務は継続する。

(3) 工事現場が点在する場合の常駐の取扱い

一つの契約で複数の施工箇所がある場合の常駐については、現に作業を行っている箇所に 駐在していることを原則とする。ただし、現場管理等の理由により他の工事箇所に駐在する 場合は、常に監督員との連絡体制を確保しておくこと。

(4) 現場代理人配置の特例

①(1)~(3)の規定に関わらず、現場代理人の工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障なく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められるとき、発注者は業種又は契約の種類に関わらず契約工期が重複する建設工事(国・県・市町村等の公共機関が発注する建設工事をいう。以下同じ。)について、1件の契約金額がそれぞれ 500 万円未満の場合に限り、1人の現場代理人が当該3つの建設工事の現場代理人を兼任することを認めることができる。

②(1)~(3)及び(4)①の規定に関わらず、建設工事のうち密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の現場代理人がこれらの建設工事を兼任することを認めることができる。

(5) 現場代理人の変更

現場代理人の死亡、傷病、退職等特別な事情がある場合を除き、入札・契約手続き時に配置した現場代理人の変更は認めない。

3 主任技術者等について

(1)主任技術者の配置

業種又は契約の種類に関わらず、契約工期が重複する建設工事への同一の主任技術者の配置は、3件を限度とする。ただし、建設工事のうち、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の主任技術者がこれらの建設工事を兼任することを認めることができる。

(2) 主任技術者等の変更

2(5)現場代理人の変更に準じる。

附則

この基準は、平成20年5月1日から施行する。 附則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。

附則

- 1 この基準は、平成26年1月27日から施行し、同日に入札公告または通知等を行う建設工事から適用する。
- 2 この基準は、平成27年3月31日にその効力を失う。ただし、同日までに入札公告または通知等を行ったうえで契約締結等している建設工事については、当該建設工事が完了するまでその効力を有するものとする。

附則

- この基準は、平成27年4月1日から施行する。 附則
- この基準は、平成30年10月1日から施行する。 附則
- この基準は、平成31年1月1日から施行する。